

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6266508号
(P6266508)

(45) 発行日 平成30年1月24日(2018.1.24)

(24) 登録日 平成30年1月5日(2018.1.5)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 5/66 (2006.01)

B 65 D 5/66 301 H

B65D 5/54 (2006.01)

B 65 D 5/66 331 A

B 65 D 5/54 301 A

請求項の数 11 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2014-511999 (P2014-511999)
 (86) (22) 出願日 平成24年5月25日 (2012.5.25)
 (65) 公表番号 特表2014-517795 (P2014-517795A)
 (43) 公表日 平成26年7月24日 (2014.7.24)
 (86) 國際出願番号 PCT/IB2012/052633
 (87) 國際公開番号 WO2012/160543
 (87) 國際公開日 平成24年11月29日 (2012.11.29)
 審査請求日 平成27年5月21日 (2015.5.21)
 (31) 優先権主張番号 11382171.4
 (32) 優先日 平成23年5月26日 (2011.5.26)
 (33) 優先権主張国 歐州特許庁 (EP)

前置審査

(73) 特許権者 513298480
 エンバラヘス カプサ, エス, エル,
 スペイン国, 08360 カネット デ
 マル, ポリゴン インダストリアル カン
 ミサール, 8-ナウ 4, プラサ ペ
 レ リヤウガーティ ブリム
 (74) 代理人 110002000
 特許業務法人栄光特許事務所
 (72) 発明者 ロペス マサグ, マヌエル
 スペイン国, 08360 カネット デ
 マル, ポリゴン インダストリアル カン
 ミサール, 8-ナウ 4, プラサ ペ
 レ リヤウガーティ ブリム

審査官 西堀 宏之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】保管及び輸送ボックス

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

(a) ボックス本体と、
 (b) 前記ボックス本体の上面の第1の対の対向側部から延在された第1の組のフラップと、
 (c) 前記ボックス本体の前記上面の第2の対の対向側部から延在された第2の組のフラップと、
 を備えた

保管及び発送ボックスであって、

(イ) 1以上の発送が実行されるように、前記第1の組のフラップには、前記ボックスを発送ボックスとして用いるために該第1の組のフラップを封止するように粘着テープで構成された、封止要素が設けられ、

(ロ) 前記第2の組のフラップには、前記ボックスを保管ボックスとして使用するために該ボックスを何度も開閉するように構成された、閉鎖要素が設けられ、

(ハ) 前記封止要素を前記第1の組のフラップに取り付ける前と前記第1の組のフラップから前記封止要素を取り外した後のいずれにおいても、前記第1の組のフラップが封止可能位置にあるように構成されていて、前記第1の組のフラップが封止可能位置にあるときに、該第1の組のフラップの先端が、前記封止要素を該第1の組のフラップに取り付けるために互いに向かい合うように構成され、

(ニ) 前記第2の組のフラップが、発送実行の前又は後に、製品の保管のために又は注文

10

20

準備のために使用可能とされ、

(ホ) 前記保管ボックスとして用いられるときに、最初に前記第1の組のフラップがその水平位置まで内側に折り曲げられたうえで、前記第2の組のフラップがその水平位置まで内側に折り曲げられて該第2の組のフラップの前記閉鎖要素が互いに補完的に係合され、

(ヘ) 前記発送ボックスとして用いられるときに、最初に前記第2の組のフラップがその水平位置まで内側に折り曲げられたうえで、前記第1の組のフラップがその水平位置まで内側に折り曲げられて該第1の組のフラップの前記封止要素が封止され、かつ、

(ト) 前記第1の組のフラップには、該第1の組のフラップの他方と重なり合う該第1の組のフラップの一方に引裂ストリップを設けてこの引裂ストリップを取り除くことにより取り除かれるように構成された取り外し可能な部分、が設けられていない

ことを特徴とする、保管及び発送ボックス。

【請求項2】

前記第1の組のフラップの先端が封止可能位置にて互いに接触する請求項1に記載の保管及び発送ボックス。

【請求項3】

前記封止要素を前記第1の組のフラップに取り付ける前に、前記第1の組のフラップが少なくとも部分的に重ねられる請求項1に記載の保管及び発送ボックス。

【請求項4】

前記第1の組のフラップの一方が両面粘着テープを含む請求項3に記載の保管及び発送ボックス。

【請求項5】

前記閉鎖要素が前記第2の組のフラップの対向端の相互ロックを可能にするように構成されている請求項1に記載の保管及び発送ボックス。

【請求項6】

前記閉鎖要素が、前記第2の組のフラップの対向端の各々に設けられた少なくとも1つのスロットを含み、かつ、

前記スロットが、前記第2の組のフラップの相互ロックを可能にするように構成されている請求項5に記載の保管及び発送ボックス。

【請求項7】

前記第2の組のフラップの前記閉鎖要素が、前記フラップの各々に設けられた前記スロットを通して相互ロック可能に構成された一連のタブを含む請求項6に記載の保管及び発送ボックス。

【請求項8】

前記一連のタブの少なくとも1つのタブが折り曲げ線を含む請求項7に記載の保管及び発送ボックス。

【請求項9】

前記第2の組のフラップの少なくとも一方が、前記第1の組のフラップを含む前記上面の側部の長さの半分よりも大きい距離、前記ボックスの前記上面の側部の1つから延在されている請求項1に記載の保管及び発送ボックス。

【請求項10】

前記第1の組のフラップ及び前記第2の組のフラップがそこから延在する、前記ボックスの前記上面の側部がインデントを含み、かつ、

前記インデントが、前記ボックスが分解されたならば実質的に互いに位置合わせされる請求項1に記載の保管及び発送ボックス。

【請求項11】

1度目に、前記第1の組のフラップにより前記ボックスの外側を閉鎖した状態で発送ボックスとして使用するステップと、

2度目に、前記第2の組のフラップにより前記ボックスの外側を閉鎖した状態で保管ボックスとして使用するステップと、

3度目に、前記第1の組のフラップにより前記ボックスの外側を閉鎖した状態で発送ボ

10

20

30

40

50

ツクスとして使用するステップと、を有する、請求項 1 に記載のボックスの使用方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、保管及び輸送ボックスに関し、特に、製品を安全で封止された状態で輸送することを可能にするボックスであって、同一のボックスが、保管及び注文準備のためにも用いられることができ、且つ、必要に応じて何度も開閉ができるボックスに関するもの。

【背景技術】

【0002】

現在、製品の輸送又は発送は、一般に、ボックスを封止するように閉鎖することを可能にする閉鎖フランプを備えた段ボール箱を用いて行われている。このために、上記フランプ上に、粘着テープ、ステープル、又は接着剤が配置される。

【0003】

現在公知のこれらの輸送又は発送ボックスは、保管ボックスとして、又は注文準備(ピッキング)(pick ing)に用いるために特に設計されてはいないという欠点を有する。従って、粘着テープを取り外すときに閉鎖フランプが破れる場合があり、これにより、当該輸送又は発送ボックスを、さらに、新しい粘着テープ、ステープル、又は接着剤を用いずに再び閉鎖できる保管ボックスとして使用することが妨げられる。

【0004】

粘着テープの除去中に閉鎖フランプが損傷されない場合でも、製品を発送又は輸送するための従来のボックスは、ボックスを必要に応じて何度も開閉することを可能にするための閉鎖要素、すなわち、ボックスを保管ボックスとして使用するために、又は、注文準備(ピッキング)のために必要である閉鎖要素を何ら有さない。

【0005】

従来の発送又は輸送ボックスが保管ボックスとして用いられることは一般的であるが、これらのボックスは適切に閉鎖されずに塵及び埃をボックス内に入れてしまい、また、ボックスの封止及び開封の繰り返しにより時間を浪費させる。

【0006】

現在、フランプがボックスの外側フランプと共にボックスの開閉を可能にするボックスが存在するが、これは、発送のために、封止、ステープル留め、又は糊付けされたならば損傷して、ボックスの本来の機能を妨げるであろう。

【0007】

フランプが、例えば、粘着テープ、ステープル、接着剤などを用いて適切に閉鎖される場合でも、ユーザがボックス内部にアクセスする度に毎回開閉動作を行うことが必要であり、これは一般的であろう。

【0008】

2組のフランプを備えたボックスが公知であるが、これらのボックスは、発送及び保管ボックスとして特定の順序で、すなわち、最初に発送ボックスとして、次いで保管ボックスとして、或いは、その逆順で、使用されることができない。

【0009】

例えば、特許文献1は、幾つかの第1閉鎖フランプ、及び、ハンドルを形成するために用いられる幾つかの第2閉鎖フランプを備えた段ボール容器を記載している。本発明のボックスとは異なり、この容器は包装ボックスではなくバスケットであり、上部のフランプがハンドルを形成し、その機能が手での取扱いを容易にしている。

【0010】

特許文献2は、二重使用防止のため、不正開封されていないかを容易に検査するための包装ボックスを記載している。この包装ボックスは、複数回の発送を行うために用いられることがない。なぜなら、1回使用したならばボックスのフランプの幾つかが分離されるため、2回封止することができないからである。これに加えて、スロット内に差し込

10

20

30

40

50

まれる突出部を用いる閉鎖システムにより、ボックスは、上方から圧力を加えると開放される場合があり、また、発送を行う前、又はボックスが満杯のときに閉鎖することが困難である。なぜなら、内側フラップ又は内部荷物が、突出部をスロット内に差し込むことを困難にするからである。

【0011】

特許文献3は、2組のフラップを備えたボックスを記載している。このボックスのフラップは、使い捨てでのみ使用されるように設計されており、幾つかの内側フラップをベースとして用いて、さらなるフラップをこれらのフラップ上に接着することを可能にする。このボックスは、1回使用すると保管ボックスとして再使用できない。なぜなら、開放時に内側フラップが破れるからである。

10

【0012】

特許文献4は、2組のフラップを備えたボックスを記載している。これらの2組のフラップは、本発明のボックスとは異なり、封止のために用いられて発送用途のみ有する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0013】

【特許文献1】仏国特許第1189297号明細書

【特許文献2】仏国特許第1578148号明細書

【特許文献3】米国特許第1869742号明細書

【特許文献4】米国特許出願公開第2003/0201315号明細書

20

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0014】

従って、発送若しくは輸送ボックスとして、次いで、保管ボックス若しくは注文準備(ピッキング)として、又はこの逆順で、区別せずに用いることが可能なボックスであって、輸送されるときにボックスを封止すること、また同時に、保管ボックスとして若しくは注文準備(ピッキング)に用いる場合に必要に応じて快適に開閉することを可能にするボックスが必要であることは明白である。

【課題を解決するための手段】

【0015】

30

本発明に係る保管及び輸送用ボックスを用いれば、上述の問題点は解決され、以下に記載するようにその他の利点がもたらされる。

【0016】

本発明に係る保管及び発送ボックスは、前記ボックスの外側の第1閉鎖フラップを備え、前記第1閉鎖フラップが、前記ボックスの上面の1対の対向側部から延在され、前記第1閉鎖フラップが、1以上の発送を実行するために、粘着テープ、ステープル、又は接着剤を用いて封止可能とされている。前記ボックスは、前記ボックスの外側の第2閉鎖フラップもさらに備え、前記第2閉鎖フラップが、前記ボックスの前記上面の他方の2つの対向側部から延在され、前記第2閉鎖フラップには、前記ボックスを必要に応じて何度も開閉するための閉鎖要素が設けられ、前記第2閉鎖フラップが、発送実行の前又は後に製品の保管のために又は注文準備のために使用可能とされ、前記保管ボックスとして用いられるときに、最初に前記第1の組のフラップがその水平位置まで内側に折り曲げられたうえで、前記第2の組のフラップがその水平位置まで内側に折り曲げられて該第2の組のフラップの前記閉鎖要素が互いに補完的に係合され、かつ、前記発送ボックスとして用いられるときに、最初に前記第2の組のフラップがその水平位置まで内側に折り曲げられたうえで、前記第1の組のフラップがその水平位置まで内側に折り曲げられて該第1の組のフラップの前記封止要素が封止されることを特徴とする。

40

【0017】

これらの特徴により、本発明に係るボックスは、前記第1閉鎖フラップの存在により製品を発送又は輸送するために、また、前記第2閉鎖フラップの存在により製品の保管又は

50

注文準備(ピッキング)のために、好適に用いられることができる。

【0018】

特に、本発明に係るボックスは、発送と、その後の及び保管ボックスとして(又はその逆順で)1又は複数回使用されるという利点を有する。本発明のボックスは、当分野におけるその他のボックスとは異なり、保管ボックスとしての別の機能を失わずに1回よりも多くの発送を実行するために使用されることができ、従って、非常に汎用的なボックスが得られる。

【0019】

好ましくは、発送のための前記第1閉鎖フラップは、閉鎖位置にて当該第1閉鎖フラップの対向端により、少なくとも実質的に互いに接触するような寸法を有する。

10

【0020】

任意には、発送のための前記第1閉鎖フラップは、その閉鎖位置にて部分的に又は完全に重ねられることができる。

【0021】

一実施形態によれば、前記第1閉鎖フラップの前記対向端は6cm以下の距離で互いに分離されており、これにより、前記第1閉鎖フラップは、粘着テープにより常に封止可能とされている。

【0022】

所望であれば、発送のための前記第1閉鎖フラップの一方が引裂ストリップを含むことができ、これにより、本発明のボックスの、当該ボックスがその第1閉鎖フラップにより閉鎖された場合の開放を容易にする。

20

【0023】

この場合、ボックスの閉鎖位置において、前記引裂ストリップは、発送のための前記第1閉鎖フラップの他方に重なっている。

【0024】

所望であれば、前記第1閉鎖フラップの一方が、前記第1閉鎖フラップの閉鎖を容易するため両面粘着テープを含み得る。

【0025】

任意には、所望であれば、第2の両面粘着テープを前記第1閉鎖フラップの対向フラップに付与することができ、これにより、前記ボックスの発送のための2回目の使用を可能にし、また同時に前記ボックスを再使用可能なボックスに変えることができる。

30

【0026】

好ましい実施形態によれば、好ましくは、粘着テープ、ステープル、又は接着剤の使用を回避して必要に応じて何度でも開閉することを可能にする要素が閉鎖要素として理解されよう。

【0027】

例えば、有利には、前記閉鎖要素は、保管のための前記第2閉鎖フラップの対向端の相互ロックを可能にするタイプの閉鎖要素であり得る。この場合、好ましくは、前記閉鎖要素は、前記第2閉鎖フラップの対向端の各々に設けられた少なくとも1つのスロットを含み、このスロットを通して、保管のための前記第2閉鎖フラップを相互ロックする。

40

【0028】

好ましい実施形態によれば、前記第2閉鎖フラップの前記閉鎖要素が、各フラップに設けられた前記相互ロックスロットを通して互いに取り付け可能な一連のタブを含む。しかし、この実施形態によれば、前記閉鎖要素は、前記第2閉鎖フラップの対向端の相互ロックを可能にするのに適した任意の閉鎖要素であり得る。なぜなら、この相互ロックタイプの閉鎖は、ボックスを満たしたまま前記第1閉鎖フラップが内側にある状態でボックスを有効に閉鎖することを可能にするからである。このおかげで、前記ボックスを、内側にある前記第1閉鎖フラップが前記ボックスの開口部全体を覆うことにより閉鎖しておくことができるとき、非常に有効な保管ボックスが得られる。なぜなら、前記第1閉鎖フラップが前記ボックスの内容物全体を保護するからである。一方、前記相互ロックタイプ閉鎖シ

50

ステムは、発送中に相互ロックフラップが内部にあるとき、前記ボックスが満杯の半分の場合でも、前記ボックスに、その他の従来のボックスに対する耐スタッキング性を与えるという利点を有する。これは、相互ロックタイプ閉鎖システムが潰れに対する高い機械的抵抗を有することによる。

【0029】

好ましくは、前記閉鎖要素の前記タブの一方が折り曲げ線を含み、この折り曲げ線が、本発明のボックスの開閉を容易にする。

【0030】

先に述べたように、本発明に係るボックスは、耐スタッキング性であり、また、フラップが常に互いに重なりあって配置され、従って、材料の2重厚さが常に存在することによりボックスの中身が保護されるという利点を有する。これは、例えば、本発明のボックス(発送ボックスとしての使用時)の封止を切る場合に特に有用である。なぜなら、この2重厚さがなければ、ボックスの中身を誤って切る場合があり得るからである。さらに、本発明のボックスは、ボックスが満たされている場合でも、2組のフラップを用いて閉鎖することができる。

10

【0031】

一実施形態によれば、前記ボックスは、ほぼ平行六面体の本体を画成している複数の面を備え、且つ、前記本体の上面の2つの対向側部における、発送のための前記第1閉鎖フラップと、前記上面の他方の2つの対向側部における、保管のための前記第2閉鎖フラップとを含む。前記ボックスは、前記第1閉鎖フラップの長さ(11, 11')の合計が、

20

前記第2閉鎖フラップを含むボックス側部の長さ(L2)に等しく、若しくは、

前記第2閉鎖フラップを含むボックス側部の長さ(L2)よりも大きく、又は、

前記第2閉鎖フラップを含むボックス側部の長さ(L2)から、7.5cm以下、好ましくは6cm以下の分離距離を差し引いた長さに等しく、前記距離が、前記第一閉鎖フラップを粘着テープにより封止する可能性を常に保証することを特徴とする。

【0032】

同一の実施形態によれば、保管のための前記第2閉鎖フラップの少なくとも一方が、前記本体の前記上面の側部の1つから、発送のための前記第1閉鎖フラップを含む、前記面の他方の2つの側部の長さ(L1)の半分よりも大きい距離(12)延在する。こうして、閉鎖要素に適応するための適切な構造が保証される。

30

【0033】

好ましくは、前記本体の前記上面の、前記第1閉鎖フラップ及び前記第2閉鎖フラップがそこから延在する側部がインデントを含み、このインデントは、ボックスが分解されたならば実質的に互いに一直線になる。こうして、前記ボックスの外側を閉鎖するために前記第1閉鎖フラップ又は前記第2閉鎖フラップのいずれかを区別せずに用いることが容易にされる。

【0034】

好ましくは、前記ボックス又は平行六面体の本体は、前記ボックスに形成されることができるプランクを形成するために型切りされたシート材料からつくられる。

【0035】

好ましくは、前記本体の前記シート材料は紙パルプを含み、又は、紙パルプ(例えばボール紙)からつくられる。

40

【0036】

本発明において、製品の保管作業又は製品準備により、ボックスに製品を満たして閉鎖し、保管するための動作が上記の第2閉鎖フラップを用いて行われ、この第2閉鎖フラップが閉鎖要素を含み、これらの閉鎖要素が、粘着テープ、ステープル、又は接着剤によりボックスを封止する必要なく必要に応じて何度も開閉することを可能にすることが理解されるであろう。発送作業又は発送により、ボックスに製品を満たして閉鎖し、発送するための動作が、上記の第1閉鎖フラップを用いて行われ、この第1閉鎖フラップに、粘着テープ、接着剤、又はステープルなどの封止要素が用いられることが理解されよう。

50

【0037】

開示された内容がより良好に理解されるように、幾つかの図面を添付する。図面に示されている実施形態は、概略的で且つ非限定的な例に過ぎない。

【図面の簡単な説明】

【0038】

【図1】本発明の第1実施形態に係るボックスの開放位置における斜視図である。

【図2】本発明の第1実施形態に係るボックスの、注文準備（ピッキング）のための保管ボックスとして用いるために閉鎖動作中の斜視図である。

【図3】本発明の第1実施形態に係るボックスの、注文準備（ピッキング）のための保管ボックスとして用いるために閉鎖動作中の斜視図である。10

【図4】本発明の第1実施形態に係るボックスの、注文準備（ピッキング）のための保管ボックスとして用いるために閉鎖動作中の斜視図である。

【図5】本発明の第1実施形態に係るボックスの、輸送ボックスとして用いるために閉鎖動作中の斜視図である。

【図6】本発明の第1実施形態に係るボックスの、輸送ボックスとして用いるために閉鎖動作中の斜視図である。

【図7】本発明の第2実施形態に係るボックスの、閉鎖動作中の斜視図である。

【図8】本発明の第2実施形態に係るボックスの、開放動作中の斜視図である。

【図9】本発明の第3実施形態に係るボックスの、閉鎖動作中の斜視図である。

【図10】本発明の第3実施形態に係るボックスの、開放動作中の斜視図である。20

【図11】本発明のボックスのプランク状態の平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0039】

図1に示されているように、本発明に係るボックスは、シート材料（例えば、段ボール（ボール紙））からつくられた平行六面体の本体を有し、本体の上面に、ボックスの外側の2組の閉鎖フラップが設けられている。これらの2組は、ボックスを発送又は輸送ボックスとして用いるための、一対の第1閉鎖フラップ1と、ボックスを保管ボックスとして用いるための、一対の第2閉鎖フラップ2とからなる。

【0040】

第2閉鎖フラップ2は、ボックスの容易な開閉を必要に応じて何度も可能にする閉鎖要素（closing element）を含み、この要素は、第2閉鎖フラップの対向端を相互ロックさせるのに適している。なぜなら、このタイプの相互ロック閉鎖は、ボックスが満たされた状態で、且つ、第1閉鎖フラップがボックスの内側にて無傷の状態でボックスを有效地に閉鎖することを可能にするからである（図3及び図4を参照）。30

【0041】

示されている実施形態において、上記閉鎖要素は、フラップ2の各々において、中央タブ3及び2つの側方タブ4により形成されており、これらのタブが、対向するフラップ2のタブに、各フラップ2に設けられた相互ロックスロット8を通して取り付け可能である。

【0042】

中央タブ3の一方が折り曲げ線5を含み、この折り曲げ線5が、第2閉鎖フラップ2によるボックスの開閉を容易にする。

【0043】

図面には、タブ3, 4を有する閉鎖要素の実施形態が示されているが、閉鎖要素がこれとは異なっていてもよく、しかし、ボックスを必要に応じて何度も開閉するのに適していなければならないことは明らかである。

【0044】

また、本発明に係るボックスが、ボックスの発送を容易にするためのハンドル状穴5を含むことができることに留意されたい。なお、穴5は必須ではない。

【0045】

10

20

30

40

50

図2～図4に、本発明に係るボックスの、保管ボックスとして用いられる場合の閉鎖プロセスが示されている。開放プロセスは閉鎖プロセスの逆である。

【0046】

図2に示されているように、最初に第1閉鎖フラップ1を内側に折り曲げ、これが、蓋の補強物として機能する。

【0047】

次いで、第2閉鎖フラップ2を折り曲げ、これにより、タブ3，4が互いに補完的に係合する（図3）。

【0048】

図4は、本発明のボックスが、保管ボックスとして使用されるために、又は、注文準備（ピッキング）のために閉鎖位置にある状態を示す。この用途のために、ボックス自体とは別個の追加の閉鎖要素は必要でない。なぜなら、ボックスを第2閉鎖フラップ2の閉鎖要素により閉鎖することができるからである。

【0049】

従って、塵や埃がボックス内部に入り込むことが防止され、ボックスを必要に応じて何度も開閉することが可能になり、また、注文準備のためにボックスを開閉するときの時間が節約される。

【0050】

一方、ボックスを発送又は輸送ボックスとして使用する場合は、図5に示されているように、最初に第2閉鎖フラップ2を、それらのほぼ水平位置まで折り曲げなければならない。

【0051】

次いで、発送のための第1閉鎖フラップ1を、それらのほぼ水平位置まで折り曲げる（図6）。

【0052】

図6は、1以上の発送の実行を可能にするために、発送のための第1閉鎖フラップ1がボックスの上面全体を実質的に覆わなければならないことを示す。

【0053】

好ましくは、発送のための第1閉鎖フラップ1は互いに同一であり、且つ、それらの対向端にて接触している。しかし、第1閉鎖フラップ1の端部間に、粘着テープのような封止（シール）要素（sealing element）を配置するために十分に大きい間隙があるべきであり、これが実際、この間隙が6cmよりも大きくてはならないことを意味することに留意されたい。

【0054】

図6に示されてはいないが、対向端上に、粘着テープ、ステープル、接着剤（糊）、又は任意のその他の封止要素が、ボックスを封止するために付与される。

【0055】

ボックスを発送又は輸送に用いる場合、ボックスをその閉鎖位置から開放するために、粘着テープ、又は、ボックスを封止するために用いられたその他の任意の要素を事前に取り除いておくことが必要である。粘着テープ、ステープル、接着剤、又は任意のその他の封止要素を取り除くときに、第1閉鎖フラップ1が損傷する可能性があるが、これは、本発明のボックスに関しては問題でない。なぜなら、ボックスを、保管ボックスとして又は注文準備（ピッキング）のために用いる場合に閉鎖するためには、第2閉鎖フラップ2を用いるからである。

【0056】

所望であれば、発送のための第1閉鎖フラップ1は、それらの端部同士が重なるような寸法を有することができる（例えば、図7～図10に示されている実施形態のように）。

【0057】

図7及び図8は、本発明のボックスの第2実施形態を示す。

【0058】

10

20

30

40

50

図1～図6の実施形態に対する主な違いは、ボックスが発送又は輸送ボックスとして使用される場合のボックスの開放を容易にするために引裂ストリップ(開封帯)6が存在することである。引裂ストリップは、2つのプレカット(切り込み入り)ラインにより画成されている。

【0059】

この場合、引裂ストリップ6は、その閉鎖位置において、第1閉鎖フラップ1の他方に重なっている。

【0060】

さらに、この第2実施形態において、第1閉鎖フラップ1の一方が、当該第1閉鎖フラップ1の内側部分に配置された両面粘着テープ7を含む。この両面粘着テープ7は、第1閉鎖フラップ1を快適に互いに取り付けることを可能にする。このために、第1閉鎖フラップ1同士が部分的に又は完全に重なり合わなければならない。

10

【0061】

引裂ストリップ6を取り外すために、引裂ストリップ6はその一端に把持ゾーンを含み、こうして、把持ゾーンを引くことにより引裂ストリップを容易に取り外すことができる。

【0062】

図9及び図10に示されている第3実施態様は、以上に記載した第2実施形態に非常に類似している。唯一の違いは引裂ストリップ6であり、この実施形態において、引裂ストリップ6は、第1閉鎖フラップ1のボール紙を引裂するための十分な強度を有する糸により画成されている。この実施形態においても、第1閉鎖フラップ1の一方が両面粘着テープ7を含む。

20

【0063】

本発明のボックスの縁が、ボックスを決定するシートをアンチカット(anti-cut)ストリップを用いてカットすることにより得られることが留意されよう。このようにして、端部は、ユーザがボックスの取り扱い中に自分自身を傷つけることを防止する鋭利でないプロファイル{ラフプロファイル(rough profile)}を有する。

【0064】

また、本発明のボックスの底部がどのようなものであってもよく、従って、本発明の詳細な説明に記載されないことも留意されたい。

30

【0065】

図11は、本発明のボックスの、平行六面体の本体が分解された状態の平面図である。図11は、平行六面体の本体の上面の、閉鎖フラップ1, 2を含む側部のインデント9の位置合わせされた(一直線になる)様子を示す。本発明の説明に述べられているように、インデント9の位置合わせは、2組のフラップをボックスの外側の閉鎖のために無差別に使用することを容易にする。

【0066】

図11に、第1閉鎖フラップ1の延在距離 l_1, l_1' 、及び、第2閉鎖フラップ2の延在距離 l_2 がそれぞれ示されており、また、フラップ1, 2がそこから延在するボックス側部の長さ l_1 及び l_2 も示されている。

40

【0067】

発明の概要に述べられており、また、図11に見られるように、発送のためのフラップ1を少なくとも粘着テープにより封止できることを保証するために、第1閉鎖フラップ1の長さ l_1, l_1' の合計を以下のように保証することが必須であろう。すなわち、 l_1, l_1' の合計は、

第2閉鎖フラップ2を含むボックス側部の長さ l_2 に等しい、若しくは、

第2閉鎖フラップ2を含むボックス側部の長さ l_2 よりも大きい、又は、

第2閉鎖フラップを含むボックス側部の長さ l_2 から、分離距離(7.5cm以下、好ましくは6cm以下)を差し引いた長さに等しい。

【0068】

50

本発明の特定の実施形態について言及してきたが、当業者には、記載された保管及び輸送ボックスが変更及び修正可能であり、また、記載された詳細の全てを、添付の特許請求の範囲により定義される保護の範囲から逸脱せずに、技術的に等価なその他のものにより置き換えられることが明確であろう。

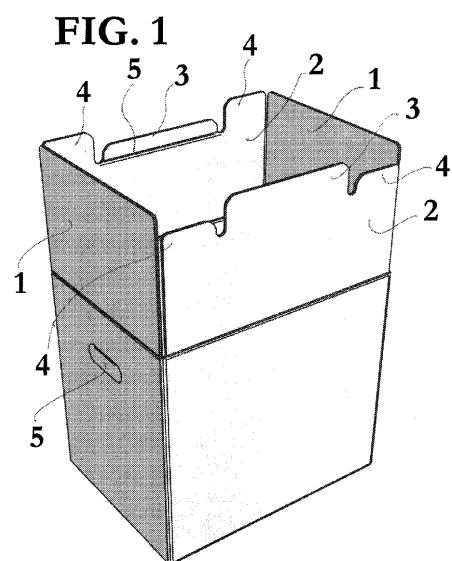
【符号の説明】

【0069】

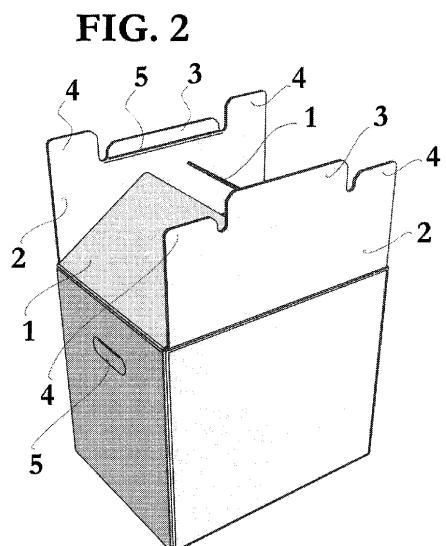
- 1 第1閉鎖フラップ
- 2 第2閉鎖フラップ
- 3 中央タブ
- 4 側方タブ
- 5 折り曲げ線
- 6 ハンドル状穴
- 7 両面粘着テープ
- 8 相互ロックスロット
- 11 第1閉鎖フラップ1の延在距離
- 11' 第1閉鎖フラップ1の延在距離
- 12 第2閉鎖フラップ2の延在距離

10

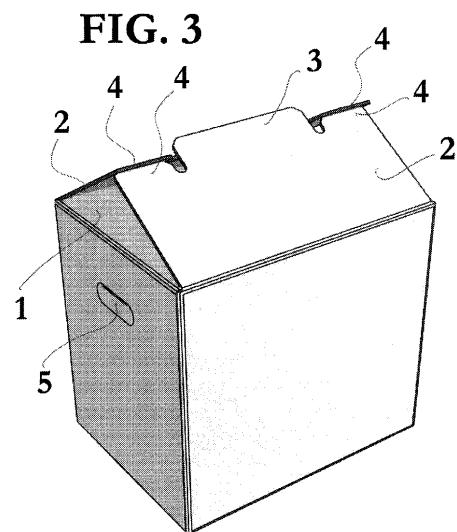
【図1】



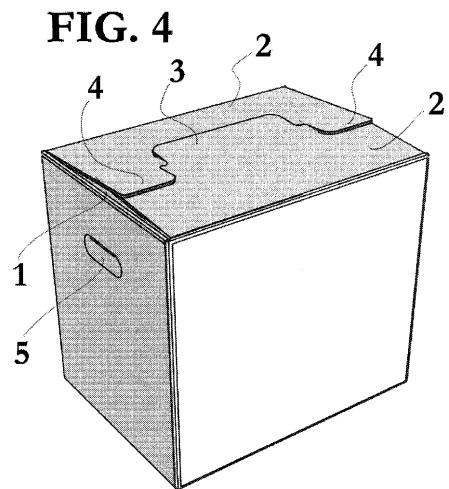
【図2】



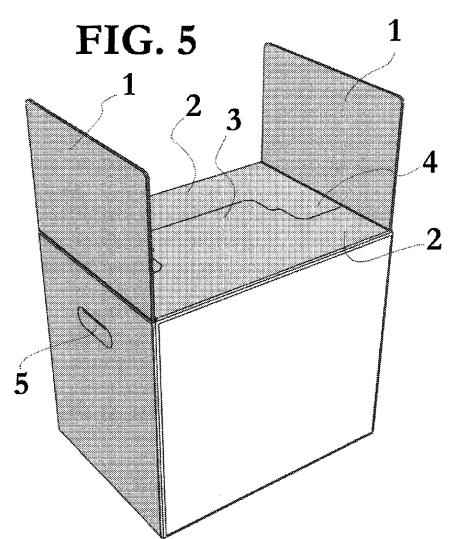
【図3】



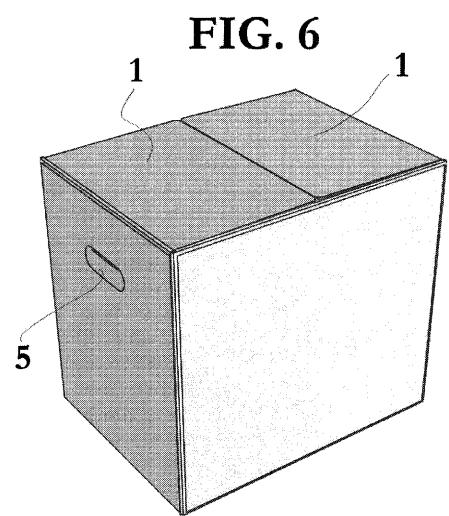
【図4】



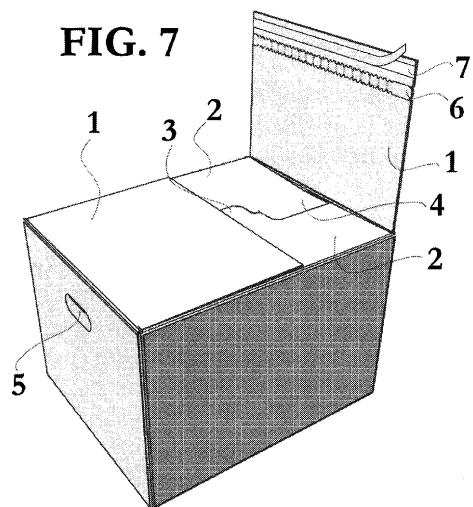
【図5】



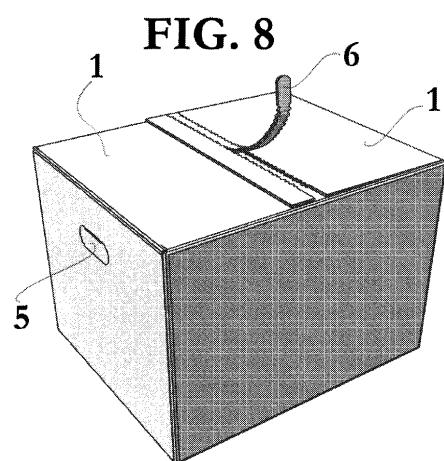
【図6】



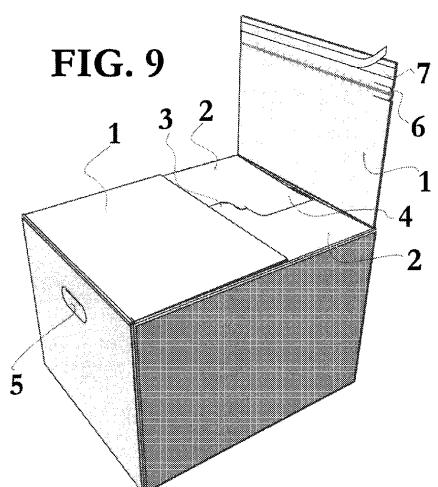
【図 7】



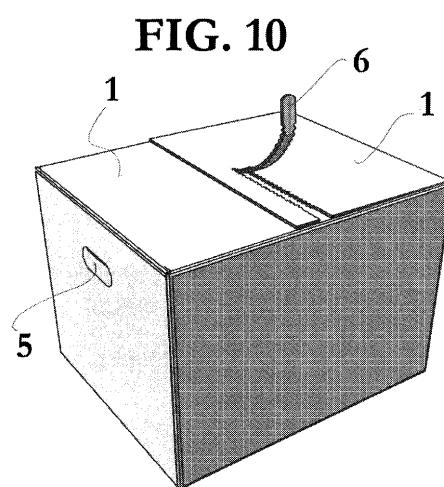
【図 8】



【図 9】



【図 10】



【図 11】

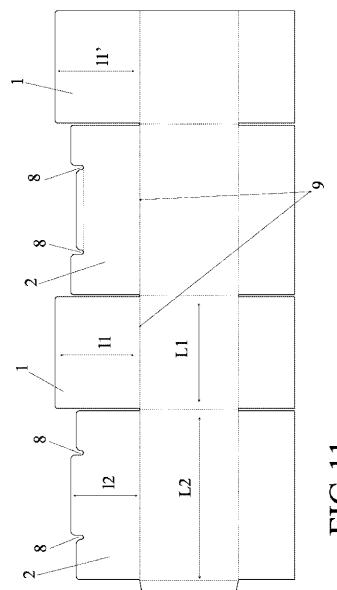


FIG.11

フロントページの続き

(56)参考文献 仏国特許発明第01578148(FR,A)
米国特許出願公開第2003/0201315(US,A1)
実開昭53-063324(JP,U)
登録実用新案第3138515(JP,U)
特開2000-128148(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 5/00 - 5/76